

『新撰龜相記』所載の

鎮火祭起源の伝承について

工藤浩

氏文に記載された独自伝承には、国家神話としての記・紀に吸収される以前の、氏族の古伝承の内容が反映されている可能性がある。例えば、『先代舊事本紀』のニギハヤヒについての記述は、記・紀の天孫降臨神話の形成過程と深い関わりを持つであろう、物部氏の古伝承を伺い知るための資料となり得よう。

今回とりあげた、卜部の氏文『新撰龜相記』の本文424~444行に見られる記事は、鎮火祭の起源を語っており、記・紀のイザナミノミコトの火神出誕神話の異伝であるという二点で「鎮火祭祝詞」と同じ性格を有するものである。記・紀の所伝は直接鎮火祭について言及していないが、そこに鎮火祭の概念が含まれるものと仮定すれば、記・紀のイザナキ・イザナミ神話の原資料の一つに卜部氏の鎮火祭に関する古伝承が存在し、その内容が『新撰龜相記』の記事から推定される可能性がある。またこの仮定が成立しなければ、当該記事は、記・紀の記述をもとに主題をすりかえて形成された事になり、その改変の時期や動機はもとより、鎮火祭そのものの成立についても考えてみる必要が生じてく

る。

本稿の目的は、『新撰龜相記』所載の鎮火祭起源伝承の形成過程を検討し、その持つ資料としての価値を明確にする事にある。

一

はじめに、各伝承の話の筋が、どのように展開されているかを概観してみたい。検討する資料は、『新撰龜相記』・「鎮火祭祝詞」に加えて『日本書紀』第五段の一書第二・三・四・六・七・八・九・十と『古事記』で、伝承は合計十一種である。これらの所伝を考察の便宜上、

- (一) 火神の名
- (二) イザナミノミコトの冥界からの返(還)坐
- (三) イザナミノミコトの生んだ神々の名
- (四) 火神被殺
- (五) 冥界、冥界と顕界との境界を示す語
- (六) イザナミノミコトが示した禁忌と、イザナミノミコトの破

(七) 約 襖 被

紀一書十	紀一書九	紀一書八	紀一書七	紀一書六	紀一書四	紀一書二	紀一書三	文献
×	×	軻遇突智命	軻遇突智	火神軻遇突智	火神軻遇突智	火神軻遇突智	火産靈	(一)
×	×	×	×	×	×	×	×	(二)
×	×	×	×	×(注2)	吐 ↓ 金山彦 小便 ↓ 罔象女 大便 ↓ 埴山媛	水神罔象女 (注1)	水神罔象女 土神埴山姫 天吉葛	(三)
×	×	○	○	○	×	×	×	(四)
泉平坂 泉國	殞斂之處	×	×	黄泉 泉津平坂	×	×	×	(五)
○	○	×	×	○	×	×	×	(六)
○	×	×	×	○	×	×	×	(七)

の七要素に分け、表に示すと、次のごとくである。

古事記	火之夜藝速男神 火之炫毘古神 火之迦具土神	×	多具理↓金山毘古神 金山毘賣神 尿 ↓波邇夜須毘古神 波邇夜須毘賣神 尿 ↓彌都波能賣神 和久産巢日神	○	黄泉國 黄泉比良坂	○	○
鎮火祭 祝詞	火結神	○	水神 匏 川菜 埴山姫	×	下國 与美津枚坂	○	×
新撰龜 相記	迦具土神 (火神) (注) 3	○	金山彦 (金神也) 金山姫 (今整也) 彌都波能賣神 (水神) 埴山彦 (掌土器神 今壺也) 埴山姫	×	黄泉國 黄泉平坂	○	○

(注) 1 この後に「即軻遇突智娶埴山姫、生稚産靈。」とある。

2 「軻遇突智」出誕以前に「水門神等號速秋津日命。木神等號句句廻馳。土神號埴安神。」などを産んだ事が記されている。

3 (一) は割註である。(三) の欄も同様。

一見して『日本書紀』の所伝は、(三)の要素を持つもの〈甲〉と、(四)乃至(五)の要素を持つもの〈乙〉の二系統に分けられる事、『古事記』『鎮火祭祝詞』『新撰龜相記』のそれは、この二系統の所伝を合成したもの〈丙〉である事の二点が確認できる(4)。

だろ。このことを念頭に置いて、まず、記・紀の所伝に鎮火祭

の概念が介入していると考えられるかどうかを確認してみることにする。

二

〈甲〉の中で、その可能性があるとすれば、それは『日本書

紀』第三の一書の所伝である。ここに鎮火祭の思想の反映を認めようとする青木紀元氏は

瓢箪は蔓草であるから、天吉葛と呼ばれてさしつかえない。⁽⁵⁾

と述べ、(一)(二)の要素にある「天吉葛」が、「鎮火祭祝詞」の「匏」と同一視できることをその根拠にしている。しかしながら、「瓢箪は蔓草である」ことは認められても、「鎮火祭祝詞」の記事をもとに「天吉葛」が瓢箪を示すと言いつけるかどうかという判断には、慎重にならざるを得ない。瓢箪は、記・紀では「瓠」(仲哀記、仁徳紀)、「匏」(仁徳紀)と表記されるが、『風土記』も含めて「葛」の文字で表された確実な例はない。

「葛」は単独で表記される以外に、「鹽味葛」(エビヅル)、「薺頭葛」(ヨメナ)、「黒葛」(アオカヅラ)、「佐那葛」(ビナンカヅラ)、「布遅葛」(フジ)の用例がある。いずれも蔓植物であり、『風土記』では各郡の産物として書かれる場合が多い。用例中で、次の二箇所の記事が注目される。

A 爾其弟、如_レ兄言_ニ具_ニ白_ニ其母_一、即_ニ其母_一、取_ニ布_遅葛_一而_レ、布遅_二音_一、一宿之間、織_ニ縫_ニ衣_一襪及_ニ襪_一沓、亦作_ニ弓_一矢、令_ニ服_ニ其_一衣_一襪等、令_ニ取_ニ其_一弓_一矢、遣_ニ其_一嬖_一子_一之家_一者、其_一衣服及_ニ弓_一矢、悉成_ニ藤_一花。(應神記)

B 御方里_{上下}所_ニ以_ニ號_ニ御_一形_一者_一葦原志許乎_レ命_一與_ニ天_一日_一槍_一命_一到_ニ於_ニ黒_一土_一志_一爾_一嵩_一各_一以_ニ黒_一葛_一三_一條_一着_ニ足_一投_ニ之_一爾_レ時_一葦原志許乎_レ命_一之_一黒_一葛_一一條_一落_ニ但_一馬_一氣_一多_一郡_一一條_一落_ニ夜_一夫_一郡_一一條_一落_ニ此_一村_一故_レ曰_ニ三_一條_一天_一日_一槍_一命_一之_一黒_一葛_一皆_一落_ニ於_ニ但_一馬_一國_一故_レ占_ニ但_一馬_一伊_一都_一志_一地_一而_レ在_ニ之_一云_一大神_一爲_ニ形_一見_ニ植_ニ御_一杖_一於_ニ此_一村_一故_レ曰_ニ御_一形_一

(『播磨國風土記』宋禾郡)

Aの「布遅葛」は類似呪術、Bの「黒葛」は土地占有に関する呪術に於ける呪具とされている。このように、「葛」の文字で表記された蔓植物が、わが国古代において呪力を持つものと見做されるに至ったのは、蔓草に共通する旺盛な生命力に起因していると判断するのが自然であろう。

這般の事情から、「葛」の文字で表記された植物の属性は以下の四点に纏められる。

- 1 蔓を持つこと。
 - 2 食用、薬用に供されたり、繊維を綱や網に編むなどして、広く利用されていたこと。
 - 3 呪力を持つと見做されていたこと。
 - 4 その呪力は、旺盛な生命力に起因すると考えられること。
- 問題の一書に戻るが、(一)の火神の名が火の生産の靈力を表す「火産靈」とされている点に注目するなら、これは『日本書紀』第二の一書の所伝と同様に、農産に対する火の効果を語ったものだと見るべきではあるまいか。そう考えれば「天吉葛」も、瓢箪ではなく1〜4の範疇で解釈され、〈甲〉に鎮火祭の概念は含まれないものと判断されるのである。

三

次に〈乙〉と、〈丙〉の『古事記』はどうかを確認してみた。

〈乙〉の各伝承を、鎮火祭と関連づけてとらえる論者は、(四)

の火神を刀剣で斬るといふ行為に注目し、刀剣が鎮火の威力を持つと思われる例として、ヤマトタケル伝説のクサナギノツルギの事に言及している。

式内社駿河國益頭郡焼津神社では、現在も鎮火祭が行われている。「鎮火祭祝詞」を奏上したのち、斎場の中央に点火した薪の火に、瓢箪で汲んだ水をかけ、川菜と砂で押さえて消すというのがその手順である。ヤマトタケルの故事に所縁のある神社の事であるので、もしクサナギノツルギに火を鎮める靈力があるならば、そこで行われる鎮火祭には刀剣が用いられてしかるべきであろうのに、それが見られないのである。

クサナギの語源は、薙猛さを表す「臭」に、蛇を意味する古語の「ナギ」が付いたものであり、草薙の地名伝承は付会とみる説が近年では有力である。加えて、〈乙〉の所伝を虚心に読むなら、イザナミノミコトが擬人化された火神カグツチを刀剣で斬るといふ行為には、女神を焼き殺した事に対する復讐以外の意味あいは認め難い事を考え合わせるならば、ここにも鎮火という思想の反映を認めるわけにはゆかないのである。

〈丙〉の『古事記』の記事は、先述のように『日本書紀』の〈甲〉・〈乙〉二系統のそれを統合したものである。先に結論を言え、これも鎮火祭とは無関係だと考えるべきである。火神は、(三)の神々の出現によって鎮圧されてはいないし、(四)で斬られる箇所にも〈乙〉同様に鎮火という概念の介入を伺わせる表現が認められないからである。

よって記・紀の九種の伝承は、いずれも鎮火祭とは無関係である

ることがわかった。「鎮火祭祝詞」と『新撰龜相記』の所伝は、本来鎮火祭とは無関係の記・紀のそれを、鎮火祭の起源を語る伝承につくりかえたものだと考えるべきなのである。

四

本題に入る前に、「鎮火祭祝詞」の形成過程を押さえておくが、前掲の表より、特に(一)・(三)の要素は書紀第三の一書のそれと最も近い関係にある点が確認される。

(一)の神名ホムスヒが「火結神」と表記されているが、この用字は平安以降のものだと考えられる。「結」の字が使われているのは、或いは、忌火即ち儀式に用いる神聖な火をきりだす事を示したものだと思えられよう。

(三)に目を転じると、「水神」「埴山姫」の二神は問題ないが、「匏」「川菜」がイザナミノミコトの生んだ神々に加えられている点が不自然である事に気づく。前者は、本来植物の育成に関する火の効用を表した書紀第三の一書の三神の中から「水神」「埴山姫」を、鎮火の道具としての「水」と「土」の意に転じさせて引用したものに相違ない。後者は、鎮火の効果を持たない「天吉葛」にかえて経験上、水を汲むのに必要な「匏」と、火を押さえるのに土と併用すると効果的な「川菜」を加えたのだと考えられる。その際、後者には人格化を施さなかったために、前者との間に不整合が生じたわけであろう。

(五)の冥界要素は、〈乙〉の五つの所伝か、『古事記』からとったものと見做される。

(六)の要素も同様だが、注意すべきなのは、記・紀では見てはいけないという禁忌が、黄泉で発せられた死に関するものであるのに対して、ここでは女神の最初の「石隠」の際に課せられており、出産についてのものだと思われる事である。

(二)の、イザナミノミコトの冥界からの返(還)坐という要素は、記・紀にはなく、『新撰龜相記』の記事とともに鎮火祭の起源を語る伝承にのみ見られる事は注目に値する。この女神の行為の目的は、鎮火の方法についての「事教」にあるということを考えれば、もっともな事であると言えよう。他の十種の所伝は、(一)から(七)までの要素が、記されていない要素を除いて順に書かれているのに、「鎮火祭祝詞」のそれだけは、(一)火神の出生↓「石隠」↓(六)禁忌と破約↓「石隠」↓(二)「返坐」↓(三)神生みという順になっている。この順序の乱れは、「鎮火祭祝詞」の述作者が、資料とした記・紀——おそらく、書紀第三の一書が中心であろうが——の所伝に(二)の要素を挿入する必要があるためであろう。

(四)の火神被殺の件は、ここには記されていないが、記・紀で、この要素を持たない五種の所伝を見てみたい。そのうち三種は、(五)の冥界の要素を含まない「甲」のそれである。残り二種は、(乙)に属する書紀第九と第十の一書である。前者の(五)の「殯斂之處」は、冥界ではない。後者は、書紀一書第六の「部分的別伝」と思われる書紀一書第七以下の四伝承の一つであり、本来は(四)の要素が含まれていたものと推定してもそう不自然ではないだろう。そうだとすると、記・紀に限って言えば、(四)

の火神被殺は、(五)の冥界の要素と対になっている事になる。ところが、先述のように「鎮火祭祝詞」は、『新撰龜相記』と同様、冥界の事を記しながらも、火神被殺についての記述を切り捨てている。これは、鎮火祭の起源を語る目的の邪魔になるためだと見て大過無いだろう。

以上の事から、「鎮火祭祝詞」の手法については、「二神永別を記紀冥界神話中より借り来つて」、「事教へ神話を創造して、全篇の骨子とした」ものだと考えるのが妥当であることが、確認される。

五

『新撰龜相記』の記事の考察に移るが、先ず当該箇所の本文を掲げる。ここでは便宜的に、西宮一民氏の論文に従って傍線、波線を付した。前者は『古事記』、後者は以下の略号で示した文献にそれぞれ出典がある事を意味する。

祝—「鎮火祭祝詞」、解—『令義解』、旧—『先代舊事本紀』、漢数字は『日本書紀』一書の番号を示す

两神改事廻之左后如先然後生成大八州嶋、并諸神最後所生、迦具土神祝所祝燒玉門神祝避坐也。祝坐黄泉平坂所思。上國生置惡

兒一還坐祝生金山彦金山祝姪祝弥都波能賣神祝植山彦祝植山

姪祝今祝坐也。教日、惡子荒時、波等鎮之。故六月十二月二季之

月大宮四隅火鎮之祭也。伊弉諾命戀慕不休息。往黄泉國

伊弉波命、坐會。爰語曰、吾与汝命、所作之國、未有作意。

故可還^六坐、^六咎申吾已、^六黃泉戸喫訖。可還難也。但與黃泉神、相論將還。暫與見我。還入殿內。良久不坐。不能忍。

心取^三櫛一刃、燭火見之、^六火體已腐爛、^八雷衝達。于時、畏^六標穢、惡火急逃還。伊弉波命、^三發忿令^二瓊美都志許女追之。又

八雷率^三千五百軍^二追之。伊弉諾命、^二逃^三出黃泉平坂。^{山國伊}

採^三榊子^二擊^三其賊。已逃還^二。伊弉波命、^二最後追^三來界千^九曳石^八還^七。曰上國之人、^二每日、^三絞殺千頭^二。伊弉諾命、^二詔

每夜立^三千五百產屋^二。伊弉諾命、^二詔、^三吾到穢國。故吾爲^二禊到坐^三日向之橋水門之阿波岐之原、爲禊樹棄御杖。脚化爲

神十二。詔、^三上瀨者速、^二下瀨者弱。故中湍墮落之時所成神、^二十一最生成^三二神^二。次成二神。洗左御

目所成天照太神。洗右御目所成月讀命、洗御鼻所成建速須佐男命。

〔新撰龜相記〕四二四～四四四行

傍線部分が圧倒的に多い点に加え、前掲の表からも、この記事は『古事記』のそれと最も類似性を持つものだと判断される。本文の五八七行には「案古事記」と明記されており、『新撰龜相記』の編者が『古事記』を見ていた事は確実なのである。『古事記』との主な相違点は以下の四点にとどまる。

- 1、(一)があり、(四)がない事。
- 2、(三)の神々が、類似した排泄物からではなく、イザナミノミコト自身から生まれている事。
- 3、ワクムスヒが見られない事。

4、金神を「今整也」、土神を「今壺也」とする割註が付されている事。

それぞれの理由について、1は「鎮火祭祝詞」の場合と同様に考えられよう。2も、生まれた神々への有難みを薄れさせないための操作と見做される。

3は、ワクムスヒが鎮火の効用を持たない産霊神ゆえに、省いたものだろう。そういう意味では、ここに金山彦、金山姫の二神が省略されずに採られている点が不審である。だが、これは単に当該記事の述作者が『古事記』の所伝を引用する際に、ワクムスヒを除外するにとどめたためだと見るべきだろう。この記事から、

劍が鎮火の効用をもつ事を引き出すとするのは早計である。先述のように、鎮火祭に劍が用いられたとは考えられないからである。もしもこの記事が、例えば「鎮火祭祝詞」のように、『日本書紀』第三の一書に依拠していれば、(三)の要素に金神が入る余地はなかった筈なのである。

4では先ず、「今」に注目したい。この語は、
兩神語曰、今吾所生之子不能如之 (四二二行)
のように、文脈の中に記された過去の一点を指す場合と、
今大板祝詞云、 (四七七行)

のように、「今」という文字を含む文が書かれている時点での現在を示す場合が想定できる。『新撰龜相記』の本文中には、「古今」という熟語の一例を除き、前者と後者が七例ずつ見られる。対して割註の九例は、この二箇所を含めてすべて後者だと判断される。その点だけから言えば、問題の割註が書かれた時代には、

金屬が鎮火の効用を持つものとして鎮火祭に用いられていたという事になるだろう。だが、鎮火祭で鍬と壺に汲んだ水が用いられていたとはとうてい思われない。金神を、剣ではなく「鑿」だとするのは、鎮火とは無関係の農耕に関する火の効用から発想されたものだと考えられる。また、土神も本来鎮火祭に於いては火を押さえるための土砂を神格化したものである筈であり、火を消すための水を入れる「壺」を示すものではない筈である。従って、この註は鎮火祭の実修に即していないはずなものだと判断せざるを得ないのである。

更に詳しく、表現を見てみよう。確認してきたように、当該記事は『古事記』に依拠したものであると考えられるが、波線部分のそれぞれについて、西宮氏が指摘されるように引用と見做し得るかどうかを検討してみる事にする。

『日本書紀』からの引用とされる八箇所のうち、五箇所は次の二神の神名である。

金山彦

金山彦(四)

伊弉諾命

伊弉諾(二、六、旧)四箇所

(右が『新撰龜相紀』、左が出典とされる文献。以下同様。)ともに、書紀からの引用と考えるのが妥当であろう。

一箇所は割註の部分である。

一火忌之

今世人夜忌一片之火(六)

二重波線を付した西宮氏の指摘にない文字(以下同様)を含めて、要約を伴う引用と見てよいだろう。

残る二箇所は、それぞれ波線を付した一文字である。

吾巳黄泉戸喫訖

吾巳黄泉之龍矣(六)

採桃子撃其賊

採其實(九、旧)

たった一文字ぐらゐの一致では、引用云々という事の判断は本来不可能だろうが、ここでは、引用と見做してもかまわないだろう。確認して来たように、『新撰龜相紀』の記事は、記・紀のそれを原資料としているという前提があつて、ともに同じ文脈の中での文字の一致した部分だからである。だが、この八箇所のうち五箇所について、西宮氏が『先代舊事本紀』から採ったものである可能性を示唆されている点については承服し難い。『先代舊事本紀』を、記・紀と同等に当該記事の原資料としては扱う事には問題があるからである。

同様に、「鎮火祭祝詞」からの引用とされた部分八箇所を掲げてみる。

1 到坐黄泉平坂所思

與美津枚坂爾至坐互所思食

2 上國生置惡兒

上津國爾心惡子乎生置豆

3 還坐

返坐

4 生 金山彦金山姫

更生子

5 水神

水神

6 埴山姫

埴山姫

7 教日

事教悟給

8 惡子荒時

惡子能心荒比留波

『新撰龜相記』と「鎮火祭祝詞」の所伝間の影響関係の有無については意見が分かれており、必ずしも前者が後者を見て作られたものとは言いきれない。5、6は、二乃至三文の非常に短い単語であり、引用でなくとも一致はあり得る。また、仮に引用によったものとしても、述べてきた理由により、ともに『日本書紀』第二、三の一書からのそれだと判断した方がよいだろう。

残る六例は、全て同一の内容を表していると言ってよい。両者とも鎮火祭という同一の祭儀の起源を語っているもので、そうなるのも当然だと考えられる半面、文が非常に似通っており、一方が他方を引用したのだとも想定できる。表記法について双方を見ると、1、2、8の三例には、『新撰龜相記』の記事は漢文体であり、「鎮火祭祝詞」のそれは宣命体となっているという顕著な相違がある。文体のみから前後関係を論じるのは危険であるし、先入観は排さねばならない。そこで、両者を同等に並べて読み比べた時、目につくのは、「鎮火祭祝詞」の8の「心荒比留波」という表記である。これは、青木氏が指摘された通り、少なくとも奈良時代以前の用字ではない。⁽¹⁹⁾一方『新撰龜相記』の記事の方はどうかというと、漢文体で表記されており、六例すべてについて、九世紀前半ごろまでに書かれていた可能性は残される事になる。

なお青木氏は、これ以外にも「鎮火祭祝詞」について「神漏義」、「伊佐祭伎伊佐奈美」、「火結神」の三例の問題となる表記を挙げられている。⁽¹⁹⁾『新撰龜相記』では、カムロキ、ホムスヒは見られないが、イザナキ・イザナミは「伊勢諾」・「伊勢波」と表記されており、用字に関しては全て奈良朝の清濁に叶っているのである。

従って、もし二書間に直接の関係があるとすると、「鎮火祭祝詞」の方に『新撰龜相記』の記事からの引用があると考えるのが自然である。だが、既に述べたように前者は『日本書紀』第三の一書と、後者は『古事記』と、それぞれ近い関係にあり、表からも両者間に引用のような直接的関係は見出し難く、その可能性

も稀薄だろう。

残るは『令義解』についての三箇所である。

1 六月十二月二季之月
季夏……………季冬

2 大宮四隅
宮城四方外角

3 火鎮之祭也
下部等鎮火而祭

三例とも、同じ鎮火祭についての記述である。3は、二文字のみの一致であり、文脈も異なる。1、2は、それぞれ鎮火祭を執り行う日と場所についての記述であって、全く別個に書かれたとしても、類似した表現にならざるを得ない筈である。ましてや、1は九文字中の一文字、2は二文字のみの一致に過ぎず、いずれも引用とは考えにくいのである。

『新撰龜相記』の所伝は、記・紀のイザナキ・イザナミ神話の中の主に『古事記』の記事をもとに、「鎮火祭祝詞」と同様の操作を加えてモチーフをすり替えたものである事が確認された。しかし、ここでは要素の入れ替えは行わず、手法としては、(一)、(三)、(四)の要素を中心に僅かに手を加えるにとどめられている点が異なっている。

六

次に鎮火祭そのものの成立と、それを職掌としていた卜部氏と

の関係を見てみたい。

まず、卜部氏が、中央の宮廷内に地位を得た時期に注目しよう。これをいつと見做すかという問題について、五世紀以前から七世紀初頭に至るまで、諸氏の見解には二百年以上の隔りがある。

記・紀を見ると、卜部氏に關係する記事としては、次の二箇所が指摘できる。

壹伎縣主先祖押見宿禰侍祠。

對馬下縣直侍祠

(顯宗三年記春二月)
(顯宗三年紀夏四月)

この二氏は、それぞれ吉岐、對馬の卜部氏の前身ではあるが、卜部氏そのものを指してはいない。記・紀は、卜部氏については直接記述はしていないのである。このことは、帝紀、旧辭が作られた繼體、欽明朝にはまだ卜部氏が中央での地位を確立していない事を示しているよう。いっぽう、『令義解』の職員令には、神祇官として、

卜部廿人。

が見られる事から、問題の時期は『大宝令』の成立期以前だと考えられるだろう。従って、平野邦雄氏の、「おそらく、對馬・吉岐には、大陸の婦化人のもたらす亀卜を業とするものが、五世紀ぐらいからいて、トモノミヤツコ中臣氏の成立とともにもその支配下に入れられ、やがて、その特殊な職掌の故に、その名を負うて卜部となり、中臣氏に率いられて、祭祀に加わったものである。その時期は、早くとも欽明朝よりは後であらう。」⁽²⁰⁾という指摘が説得力を持つだろう。

ところで律令の規定では、鎮火祭は卜部氏が執り行うものだとされている。これは、卜部氏が、本来亀卜を主な職掌としており、火を用いる祭祀には欠かせない忌火を扱ふ事に慣れていたためだと思われる。そして卜部氏が、鎮火祭に携わるようになったのは、亀卜の職掌で、既にある程度の地位を築いてから後の、二次的なものだと考えるべきだろう。だとすると、当然その時期は欽明朝より更に降つてからの事である筈である。では、鎮火祭の発生した時期を、卜部氏の職掌となる以前まで遡らせて考える余地があるだろうか。

鎮火祭について記した古い文献には、卜部氏以外の者がこれに執り行っていた事を示す記事は見られない。また、確認したように、記・紀には、帝紀・旧辞の成立以前から鎮火祭が行われていた事を伺わせる記事は皆無なのである。このような状況に加えて、宮城の火災を予防するというその目的を考えると、鎮火祭は、平城京もしくは平安京への遷都以降に行われたした祭儀だと見做すのが穏当である。もちろんこれが、聖なる火の死と再生という別の意味を持つ原始的儀礼を母体として成立した可能性は充分考えられるが、字面通りの意図で行われた鎮火祭については、最初から卜部氏が専ら司っていたものと考える以外なさそうである。

七

それでは、当該伝承が、卜部氏の関係者により、記・紀の所伝を改変して形成された経緯はどのように考えられるだろうか。

卜部氏が、宮廷祭祀である鎮火祭の司祭を務める事により自家

の地位の基盤を固めた事は確実だろう。だが、『古語拾遺』をはじめとする氏文や、『新撰姓氏録』が編纂される九世紀初頭の機運の中で、卜部氏は絶えず自らの朝廷内での歴史が浅い事を意識せざるを得ない立場にあったに相違ない。そのような時期にこそ、鎮火祭の歴史を、国家神話としての記・紀と関連づけて語り、鎮火祭ひいては卜部氏そのものを権威づけようとする動機も生じてこよう。だとすると、問題の記事が形成された時期は、九世紀の初頭だと見るべきである。

この記事は、内容、表記の両面で『古事記』に依拠したものであり、記・紀の編纂資料となる古伝承が反映されているというような文献的価値を期待できるものではない。他の四種の氏文の主な独自伝承を見ると、はじめにふれた『先代舊事本紀』の場合以外でも、『古語拾遺』はフトダマノミコト、『高橋氏文』のイハカムツカリ、『住吉大社神代記』のタモミノスクネというように、記・紀にもその名が見られる各氏族の始祖の業績が例外なく記されている点の特徴として挙げられるだろう。対して、卜部氏の始祖の名は記・紀に記されていないのみならず、『新撰龜相記』の当該箇所は鎮火祭を卜部氏の祖神の業績として述べてはいないという点に、この伝承の特異性が認められるのではないだろうか。

註(1) 『新撰龜相記』は樺実氏『東大本 梵舜自筆 新撰龜相記』によった。

(2) 武田祐吉氏「本辞における鎮火祭の思想」(『武田祐吉著作集』第三卷所収)などがこの立場をとる。

(3) 前川清太郎氏「鎮火祭祝詞の意義」(『静岡大学教育学部

研究報告』3)がその立場の代表である。

(4) 武田氏註(2)前掲論文二二六～二二七頁。

(5) 青木紀元氏「火の神—鎮火祭の祝詞を中心に」(『日本神話の基礎的研究』一〇二頁)。なお、この事については、忌部正通が、「天吉葛者匏也。」(『神代卷口訣』卷二—神道大系『日本書紀註釋』中・三一頁)と指摘したのが最初である。

(6) 日本古典文學大系『風土記』は、「薺頭蒿」とする。

(7) 日本古典文學大系『古事記 祝詞』二五九頁頭註

(8) 註(6)前掲書三二三頁頭註

(9) 竹野長次氏は「劔の刃の明らかに澄んでいる趣は水の滴るような感じであり、靈劔には火の暴威を鎮圧する奇しき徳のあるものと信じられた。日本武尊の草薙劔も賊の放った炎々たる火焰を斬り鎮めている。」(『古事記の民俗学的研究』六二～六三頁)と書く。

(10) 桜井満氏『日本武尊論 焼津神社誌』三八一頁

(11) 日本思想大系『古事記』三四〇頁補注

(12) 青木氏註(5)前掲書九六～九七頁

(13) 工藤隆氏「新撰龜相記」(『古代文学』21・三三頁)

(14) 高橋俊彦氏「神話と神話—鎮火祭の一考察—」(『國学院雑誌』第四十九卷第一号二五頁)

(15) 武田氏註(2)前掲論文二二六～二二七頁

(16) 前川氏註(3)前掲論文四頁

(17) 西宮一民氏「古事記に依拠した旧記の発見—『新撰龜相記』、『年中行事秘抄』の研究から—」(『皇学館大学紀要』第十三輯二六～二七頁)

(18) 青木氏註(5)前掲書九六～九七頁

(19) 青木氏註(5)前掲書九六～九七頁

(20) 平野邦雄氏「日本古代における『氏』の成立とその構造」(『古代学』第十二卷第一号三五～三六頁)

(21) 桜井満氏は、「こうした行事は聖なる火によって神意を占うのであり、あるいは古くにおこなわれた鹿卜や亀卜もこれを焼く火に意味があったのかもしれない。」(『祭りの火』—『歴史公論』第十一卷第十号七一頁)と述べる。

(22) 肥後和男氏は、「火災のおそれは經濟生活の發達に伴ふ財貨の蓄積や、人家の密集形態たる都市の發達等に比例して増大するものであるから、宮城の四方の外角において、かうした祭りを行ふことは、平城京や平安京の發達後における規定であらう。」(『原始信仰の研究』一六七頁)と書く。

(23) 鈴木重胤『延喜式祝詞講義』十一之卷に、「忌火を鐵改めさせ給ひて其神氣を充滿せ奉らせ給ひて、穢火を遠く退方の極みに追却はせ給ふ大御政なむ、此鎮火祭なりける。」とある。

(24) 角田忠行氏は、「新撰龜相記」という書名について、「新撰姓氏錄などの新撰と同じく、卜部家に神世より傳へ來りし本辭、やがて古記等の中より、撰者の新たに撰ひ出せる傳記の義なり。」(『新撰龜相記抄講義』上・卷一・一頁)と述べる。『新撰龜相記』の書名には、自家を軽く扱つてゐる『新撰姓氏錄』に対する、卜部氏の何らかの意識が現されてゐる可能性もあろう。

*本稿で引用した『新撰龜相記』以外の文献の本文は、以下のものによつた。『古事記』『日本書紀』『風土記』『鎮火祭祝詞』—日本古典文學大系、『令義解』—新訂國史大系増補